

豊川市監査公表第28号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年8月23日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	苜	敏	
同	小	林	琢	生

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監査対象の団体 及び所管部署	監査の対象期間	監査の実施期間
・ 社会福祉法人清源会 (財政援助団体) ・ 健康福祉部子ども課	平成24年度清源会会計 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)	平成25年6月17日 ～同年7月22日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

- (1) 財政援助の目的、内容について
- (2) 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- (3) 対象事業等の執行について
- (4) 会計経理、財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、監査対象の団体は適正に執行されていると認められたが、所管部署は一部改善を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《改善事項》（健康福祉部子ども課）

豊川市民間保育所運営費等補助金交付要綱第5条別表2において、長時間開所分に係る児童数の算定基準日の設定に不備が見受けられたため、実態に即した改善をされたい。